

平成 20 年 7 月 25 日

総裁 田波 耕治 殿

監事 成田 頼博

監事 佐藤 久



平成 19 年度業務監査の結果について

国際協力銀行法第 10 条第 4 項の規定に基づき実施した標記監査の結果について、下記のとおり報告致します。

記

1. 業務監査の方法

国際協力銀行の業務が適正かつ妥当に執行されていることを監査するため、稟議書その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ役員会その他重要な会議に参加した。

また、特に事業運営の効率性・透明性を確認する観点から、関係部室等へのヒアリングを実施するとともに、海外駐在員事務所の実査も行った。

2. 業務監査の結果

上記の方法に基づく監査の結果、国際協力銀行の業務は、適正かつ妥当に執行されているものと認められた。

なお、監査の過程において、ただちに改善を要するものとは認められないが、今後の取り組みにおいて、更なる業務の透明性確保、質的向上または効率化等の観点から一層の留意が望まれる事項は、以下のとおりである。

- ① ALM（資産・負債の総合管理）の一層の検討と体制整備
- ② 経費実行予算管理の円滑な実施
- ③ 随意契約の適正化の一層の推進
- ④ 海外受入研修セミナーのフォローアップ強化
- ⑤ 組織移行準備作業の円滑な遂行
- ⑥ 円借款業務の迅速化

以上